

平成 30 年度

事業計画書

社会福祉法人 秋田市社会福祉協議会

平成30年度事業計画

2025年には団塊の世代が75歳以上に到達し、医療・介護の需要がさらに増加することが見込まれています。国では、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手側」「受け手側」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しています。

その実現に向け、秋田市においても、地域住民の更なる参画を得て、これまで行ってきた見守りネットワーク事業や地域サロンの充実を図るとともに、地域の課題を「我が事」としてお互いに支え合う体制づくりがますます重要になっています。

また、社会福祉法人制度改革により、すべての社会福祉法人に地域における公益的な取り組みが義務付けられたことにより、本会としても秋田市内の社会福祉法人と連携を図りながら、地域の課題解決の取り組みが求められています。

秋田県社会福祉協議会の「地域福祉トータルケア推進事業」において「総合相談支援窓口の整備」が重点項目の一つとして掲げられ、市町村社協においても複合的な様々な生活課題を抱える世帯からの相談や多様化する相談を受けとめ、総合的に支援できる仕組みづくりについて検討していく必要があります。

介護サービス等については、平成30年度介護報酬改定を踏まえ安定した経営に努めるとともに、市民のニーズに応え、市民に信頼される事業所を目指してまいります。

平成30年度は、「しあわせづくりプラン2014（秋田市地域福祉活動計画）」の最終年度となります。「誰もが安心して暮らせるまちづくりをみんなの手で」を基本理念として、高齢者にやさしいまちエイジフレンドリーシティの推進や地域包括ケアシステムの実現、エイジレス（年齢や性別にかかわらず）な地域社会で意欲や能力が発揮できることを目指した新たな活動計画を行政をはじめ地区社協、地区民児協、町内会および関係機関等との連携を図りながら策定してまいります。

事業実施計画

1 地域福祉活動推進事業

(1) ふれあい福祉相談センター推進事業

- ・相談員を配置し、週5日（月～金、午前9時～午後4時）相談日を開設する。
在宅訪問による出張相談も可（要電話予約）
- ・無料弁護士相談（秋田市老人福祉センター 毎月第3月曜日 協力 秋田弁護士会）
時間予約制
- ・年末無料法律相談（12月第3月曜日 弁護士2名 協力 秋田弁護士会）
- ・広報宣伝
- ・ホームページ、冊子等での各種相談窓口のPR
- ・福祉施設や地域包括支援センターとの連携方策について検討する。

(2) 見守りネットワーク事業

- ・各地区社協、地区民児協をはじめとして町内会長、福祉協力員等との連携を図り、地区内の見守りが必要な高齢者世帯等への声かけ見守り運動と友愛訪問活動をおこない、地域住民とのつながりを強化し、孤立化を予防するとともに、ニーズや緊急事態（容態の悪化、生活困窮、虐待など）を早期発見する。
- ・安心キット事業と連携して実施する。
- ・「見守りネットワークの手引き」を活用し、見守り体制の充実を図る。
- ・各地区の見守りネットワーク事業の取り組み事例の整理・集約を通して実態把握を行い、今後の展開について検討する。

(3) 救急医療情報キット事業（安心キット事業）

- ・各関係機関や見守りネットワーク事業と連携をしながら、救急医療情報キット事業（安心キット事業）の更なる推進を図る。
- ・緊急時に迅速かつ適切な対応ができるよう、安心カードの更新の強化を図る。
- ・安心キット事業推進会議の開催
- ・地区社協、地区民児協、町内会連合会等に対し、事業への協力を依頼する。
- ・合同推進委員会の開催
- ・市内の地域包括支援センターや介護事業所等に対し、利用者への安心キット設置や更新の呼びかけを図る。
- ・資材（ポスター・チラシ・ポケットティッシュ・DVD）を活用し、設置や更新の周知を図る。
- ・広報誌等により安心キットの設置や更新の周知を図る。

(4) 災害時に活かせる地域でのたすけあいの仕組みづくり

- ・日ごろの地域福祉活動が災害時の円滑なたすけあいに繋がることから、見守りネットワーク事業等の実施を通じて、地域内における団体間の連携・協力体制の強化を図る。
- ・訓練実施などを通じて災害時の地域住民のたすけあいの心の醸成を図るために、炊き出

し器具などの貸し出しをする。

(5) 地域元気アップ事業

(ア) 健康づくり・生きがいつくり事業

- ・主に65歳以上の高齢者を対象とした「健康づくり・生きがいつくり事業」を取り組む地区社協に対して助成を行うことを通して地域での介護予防を進める。

(イ) 地域サロン事業

- ・地域の身近な町内会館等を利用し、自宅に閉じこもらず、気軽に集まれる場づくりを推進することにより、高齢者や障がい者等の孤立を予防する。
- ・市内で行われる地域サロンの実態を把握し情報提供に努める。

(6) 福祉協力員の設置および活動の推進

- ・各地区社協の地域福祉活動に協力する町内会単位の福祉協力員設置の推進
- ・地区社協の福祉協力員等研修会への出席
- ・「福祉協力員の手引き」を活用し、資質の向上を図る。
- ・福祉協力員の活動内容について研究

(7) 地域福祉活動合同研修会の開催

- ・福祉協力員の活動紹介や各地区社協の地域福祉活動の報告、地域福祉活動の重要性についての研修を行い、市民参加意識の高揚を図る。

(平成30年7月6日(金) 秋田市文化会館)

(8) 地区社協ブロック研修会への支援

- ・ブロック毎に地区社協役員および事務局員の研修を行う際に、その開催経費の一部を負担することにより、地域福祉活動についての情報交換、研修活動を支援する。

(9) 地域支え合い体制づくり支援車両等貸出事業(秋田市くらしの安心サポート推進事業)

- ・地域住民と連携して地域福祉活動の中心となっている地区社協や町内会やボランティア団体に対して活動支援用機器を貸出することにより地域支え合い体制づくりを支援する。

(ア) 除雪が困難な高齢者・障がい者世帯を支援するために除雪機の貸出

(イ) 除雪機や福祉機器の運搬、除排雪、ゴミ出しなどに使用するために軽トラックの貸出

(ウ) 過疎地域等の買い物難民を店舗へ送迎するなどのためにリフト付普通自動車の貸出

(エ) 地区社協等が開催する地域サロンなどを屋外で実施するために必要な発電機の貸出

(オ) 地区社協で開催する地域サロンで健康チェックをしてもらうために簡易血圧計の貸出

(カ) 地区社協の地域サロンや老人クラブ、身体障害者協会などの当事者団体のイベント、行事やボランティア団体の活動など高齢者・障がい者等の外出支援や社会参加の促進を図るため、送迎用車両の貸出

- ・買い物支援事業を実施する地区社協を支援する。

(10) ふれあいレクリエーション事業

- ・レクリエーション関係器具・機材の貸出

高齢者等の閉じこもり予防や健康づくり活動のために貸出しをする。

(11) 子育て支援事業

- ・子育て支援おもちゃの無料貸出(子育て支援用おもちゃ貸出事業要綱に基づき実施する。)主任児童委員、こども未来センターとの連携を図りながら、子育て支援用おもちゃの貸出を通して、子育てサロンの活動を支援する。
- ・のびのび子育て出前講話
市内の育児サークルや子育て支援サークル等を対象に、子育てに関する講師を派遣し、講話や相談、交流を通して、安心して子育てができるよう支援をする。
年間35サークルを講師派遣対象とする。
- ・子育て支援への助成
地域での子育て支援活動の充実を図るために、地区社協に活動費を助成する。

(12) 地区社協の活動支援

- ・「秋田市地区社会福祉協議会連絡会」への活動支援と協力
- ・地区社協事務担当者研修会の開催
- ・地区社協各種研修会への参加と支援
- ・共同募金配分金による地区の地域福祉活動への助成
見守りネットワーク事業
地域元気アップ事業
地区社協の拠点づくり・事務機器整備支援事業
- ・地区社協の活動支援事業による助成
- ・横断幕、垂れ幕、ポスター作成の支援、大型印刷機等の利用支援

(13) 市民児協との連携

- ・地区における福祉ネットワークの充実、拡充のため、また、秋田市社会福祉大会等各種事業で連携の強化を図っていく。
- ・市社協、市民児協の懇話会(正副会長)を開催し、見守りネットワーク事業、救急医療情報キット事業(安心キット事業)、災害時の取り組み、個人情報取扱い等について連携強化を図る。

(14) 法人後見制度の調査研究

- ・法人後見制度について、実態把握を行い、検討する。

(15) 「秋田市地域福祉活動計画」策定

- ・2019年から5年間の秋田市地域福祉活動計画を策定する。

2 在宅福祉サービス事業

(1) 福祉機器貸出事業

- ・在宅で福祉機器を要する世帯に対して「機器・機材・車両等貸出事業要綱」に基づき実

施する。

- ・地域センターやコミセン等に設置している貸出用車イスの更新をする。
- ・福祉に対する関心を高めるための研修会、体験学習等の開催に対して「機器・機材・車両等貸出事業要綱」に基づき実施する。
- ・機器貸出のパンフレット等によりPRを強化する。
- ・必要に応じて福祉機器貸出用品の更新をする。

(2) 移送車貸出事業

- ・高齢者、障がい者等の日常生活圏の拡大や社会参加の促進および家族の介護負担の軽減を図るとともに、地域住民やボランティア団体等が主体的に地域での支え合い活動に取り組んでいくための体制づくりを支援するために車イスのまま乗降できる車輛を貸出する。
- ・貸出のパンフレット等によりPRを強化する。

(3) ふれあいさん派遣事業

- ・短期間・一時的な生活支援として「ふれあいさん」を派遣する。
- ・地域包括ケアシステムの構築に向けて、派遣内容の拡充等についての検討を行う。
- ・登録型ふれあいさんの確保に努める。(募集のための説明会、広報誌等の活用など)
- ・事業案内のチラシや電子看板(デジタルサイネージ)放映等を活用しPRを強化する。

(4) 認知症徘徊者等への支援

- ・安心探知機補助事業
認知症の高齢者等が徘徊した場合、居場所が確認できる装置設置に対して補助を行い、不安の解消と早期発見を図る。また、PRの強化を図る。
- ・他の装置やシステムに対しての補助を検討する。
- ・認知症徘徊者等の位置情報を確認できる各種装置・サービスの情報提供を行う。

3 ボランティア活動の育成と支援

(1) ボランティア活動への支援

- ・秋田市ボランティア基金の運用益等をボランティア活動に対し助成する。
- ・ボランティア団体への器具・機材等の貸出
- ・ボランティア活動保険への加入促進

(2) ボランティアセンター事業

- ・広報誌「ぼらんていあ情報」の作成および発行
- ・ボランティア活動希望者およびボランティアを必要とする方に対する相談、登録、斡旋(除雪、災害を含む)
- ・ボランティア養成講座の開催(夏休みチビッコボランティア、冬休みジュニアボランティア)
- ・ボランティア保険への加入手続き

- ・ボランティア活動に関する情報収集、整理
- ・福祉施設、関係機関との連携（介護支援ボランティア制度との連動、高齢者疑似体験等の貸出、講師派遣）
- ・ボランティア登録の仕組みを見直し

（3）介護支援ボランティア制度の運営

- ・介護支援ボランティア制度の広報、啓発
- ・登録講習会の開催
- ・活動希望者の登録および登録の更新
- ・介護支援ボランティアと受入機関等との活動の調整および支援
- ・活動状況の把握
- ・ポイント活用申請の受付
- ・介護支援ボランティア研修会の開催
- ・登録時以外でも受入機関への訪問を実施し、受入及び活動中の状況や意見等の現状把握による連携の強化

（4）除雪支援の実施

- ・除雪ボランティアによる除雪活動
- ・除雪ボランティア等へのボランティア保険料の補助
- ・除雪機器等の貸出
- ・ホームページ等によりPRを強化

4 生活福祉支援関連事業

（1）生活福祉資金貸付事業

- ・生活福祉資金について相談員を配置し、相談受付体制の強化を図る。
- ・支援調整会議への参加など生活困窮者自立支援事業との連携を図る。
- ・民生委員と連携して事業の推進を図る。
- ・地区民児協会長および生活福祉資金担当民生委員向け研修会の開催。
- ・払込通知票の送付（2月、8月）、償還滞納に対する督促状の送付（5月、11月）、償還残額のお知らせの送付（5月、11月）、県社協同行償還指導等（随時）
- ・他貸付制度等、関係機関の情報収集

（2）市民小口資金の貸付および償還指導等

- ・一時的に生活に困っている方に対して6万円まで貸付。償還期限12ヶ月以内。無利子、連帯保証人必要。
- ・償還督促の強化を図る。（督促状送付、面談指導、住所調査等）

（3）見舞金の支給

- ・罹災世帯に対して見舞金を支給する。

(4) 秋田市地域自殺対策強化事業

(ア) 地域サロン強化事業

- ・地域サロン活動のさらなる充実や拡大を図ることや高齢者や身体障がい者等の傾聴により、社会的孤立をより一層予防し、自殺予防対策の一助とする。

(イ) 緊急食支援事業

- ・その日の食事のままならない方に対し、食料品の支給と専門相談機関の紹介をし、思い立った時に相談できるきっかけをつくり、自殺予防対策の一助とする。
- ・関係機関が行う事業との関わりのなかでの食料品の提供方法を検討する。

(5) フードドライブ(※)への協力

- ・食品回収箱を設置し、家庭などから持ち寄られる余剰食料品を回収し、フードバンクあきたへ受け渡す。

(※) 家庭で余剰な食べ物を持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動。

(6) コープフードバンク事業

- ・生活困窮などにより食品等を必要としている団体や個人を把握した時に、コープフードバンク(生協)へ必要なものを依頼し提供してもらうことで、困窮世帯への支援につなげる。

(7) 日用品・介護用品の再利用

- ・日用品や介護用品が不要となった人の情報を必要な人へ情報提供し再利用を図る仕組みを検討する。
- ・使用できなくなった車イスを県社協を通じて「あきた車いすリサイクリング」へ提供し、国内外への寄贈活動を支援する。

5 福祉啓発活動

(1) 社会福祉法人等との連携

- ・市内社会福祉事業従事者スポーツ大会開催を通して、福祉施設等との連携の強化を図るため、スポーツ大会実行委員会へ助成する。

(平成30年9月27日(木)、平成30年10月10日(水))

- ・スポーツ大会実行委員会事務局およびスポーツ大会ふれあいニュースの発行への協力
- ・社会福祉法人と連携を図り、地域における公益的な取り組みを行う。

(2) 社会福祉大会の開催

- ・市民の福祉意識高揚を目的とした発表、講演会と地域福祉への貢献者、在宅介護者等を表彰する。(平成30年10月24日(水) 秋田市文化会館)

(3) 広報活動

- ・市社協だよりを年1回発行する。配布については、地区社協の協力を得て行う。
- ・ミニ広報誌を発行し、地区社協、地区民児協等の関係団体へ配布する。
- ・市社協ホームページの情報発信機能の充実強化を図る。
(新着情報の随時更新、福祉情報の充実、スマートフォンでの閲覧等)

(4) 福祉教育の推進

- ・福祉に関する講師派遣、体験学習の受け入れ、車いすや高齢者疑似体験等の学習を通し、市民各層の福祉に対する意識の高揚を図る。
- ・市が主催するバリアフリー教室への協力

6 組織運営と財政基盤の強化

(1) 理事会、評議員会等の開催

- ・理事会（年2回）その他必要に応じて開催
- ・評議員会（年2回）その他必要に応じて開催
- ・監事会（年1回）その他必要に応じて開催

(2) 委員会等の開催

- ・地域福祉活動計画策定委員会の開催
- ・ボランティア基金管理運営委員会の開催
- ・表彰者審査委員会の開催
- ・評議員選任・解任委員会の開催
- ・その他、必要に応じて委員会・諸会議等を開催

(3) 組織運営体制の強化

- ・更なる組織体制の検討

(4) 会員加入の促進

- ・一般会員、特別会員（個人・団体）の拡大を図る。
- ・会員会費による事業の啓発を行う。（冊子、ちらし）
- ・市社協ホームページにおいて特別会員（団体）の紹介と募集を図る。

7 運用財産の運営

(1) 善意銀行の運営

- ・市民等の善意の寄付金を、寄付者の意志にそって介護福祉機器の購入や地域福祉活動へ有効に活用する。
- ・寄付者の氏名と活用状況を市社協ホームページ等へ掲載する。

(2) 基金及び積立金の運営

- ・基金及び積立金規程に基づき、福祉事業基金の運用益、福祉事業基金積立金や居宅介護等事積立金を地域福祉事業等の実施・運転資金、組織運営に充てる資金とするため基金及び積立金の運営をする。

(3) ボランティア基金の運営

- ・ 5 ページ 3 項 (1) 参照

8 役職員の資質の向上と派遣

(1) 役職員研修

- ・ 役員の研修の機会を設ける。
- ・ 研修計画に基づき、職員の研修の機会を設け、資質の向上と自己研鑽を行い、職員の育成に努める。
- ・ 新人職員に対して研修を行う。
- ・ 研修企画部会において内部研修の充実を図る。

(2) 研修会への参加

- ・ 各種研修会へ職員を参加させる。

(3) 役職員派遣

- ・ 地区、団体等の要望により役職員を講師として派遣する。
- ・ 地区、団体等の行事へ役職員が参加する。

9 受託事業

(1) 秋田市手話通訳者設置事業

- ・ 市から委託される手話通訳者設置事業を「事業実施要綱」に基づき実施する。

(2) 秋田市ボランティアセンター運営事業

- ・ 5 ページ 3 項 (2) 参照

(3) 介護支援ボランティア制度運営事業

- ・ 6 ページ 3 項 (3) 参照

(4) 秋田市老人福祉センター管理運営事業

- ・ 施設管理（指定管理者）平成 29 年度～平成 33 年度
- ・ 高齢者の生きがいと健康づくり事業

(5) 秋田市老人いこいの家運営事業

- ・施設管理（指定管理者）（八橋、飯島、大森山）平成 29 年度～平成 31 年度
- ・老人いこいの家（八橋、飯島、大森山）にて、自宅に閉じこもりがちな高齢者を対象に、「いきいきサロン」を開催する。

(6) 秋田市雄和ふれあいプラザ運営事業

- ・施設管理（指定管理者）平成 28 年度～平成 32 年度
- ・「いきいきサロン」を開催する。

(7) 秋田市河辺総合福祉交流センター管理事業

- ・市から委託される河辺総合福祉交流センター管理業務を「仕様書」に基づき実施する。

(8) 秋田市地域包括支援センター運営事業

- ・市から委託される地域包括支援センター運営事業を「事業運営要綱」に基づき実施する。
（八橋地域包括支援センター社協、河辺地域包括支援センター社協、川元地域包括支援センター社協）
- ・各指定介護予防支援および介護予防ケアマネジメント事業所運営規程に基づき、介護予防支援業務を行う。また、介護予防支援および介護予防ケアマネジメント業務の一部を圏域の居宅介護支援事業所へ委託する。
- ・認知症地域支援推進員を設置して、地域における認知症対策に関する医療・地域住民・介護・警察等とのネットワークづくりや、認知症の人とその家族を支援する。
（八橋地域包括支援センター社協）

(9) 地域型はつらつくらぶ事業

- ・高齢者の介護予防事業の一環として「地域型はつらつくらぶ事業」を実施する。（八橋地域包括支援センター社協、河辺地域包括支援センター社協、川元地域包括支援センター社協）

(10) 秋田市高齢者生活支援体制整備事業

- ・3つの圏域において、高齢者を含めた地域住民の自助・互助を活用する等の多様なサービスの充実を目指し、生活支援コーディネーターおよび協議体を設置して、生活支援サービスの担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やネットワーク化を行う。
（八橋地域包括支援センター社協、河辺地域包括支援センター社協、川元地域包括支援センター社協）

(11) 通所型介護予防フォローアップ事業

- ・二次予防事業の参加者が、事業終了後も主体的かつ継続的に介護予防に取り組むことにより、居宅において自立した活動的で生きがいのある日常生活を営むことができるよう支援する。（川元地域包括支援センター社協、河辺地域包括支援センター社協）

(12) 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）

- ・県社協から委託される福祉サービス利用援助事業を「事業運営要綱」に基づき実施する。
（秋田市福祉生活サポートセンター）

(13) 秋田市障害児者日中一時支援事業

- ・秋田きらり支援学校および視覚支援学校、聴覚支援学校に通学する介護を要する障がい児者が、放課後または夏休み等の当該学校の休校日に、介護者の就労等により介護を受けることができない場合、秋田きらり支援学校において当該障がい児者を一時的に介護する。

10 介護保険等事業

(1) ホームヘルパー事業（介護保険、障がい）

- ・「秋田市社協ホームヘルパー事業所（介護予防訪問介護）運営規程」（介護保険）に基づき、指定訪問介護、指定介護予防訪問介護、訪問型サービスを提供する。また、「秋田市社協居宅介護運営規程」（障害者総合支援法）に基づき、居宅介護並びに移動支援を実施する。

(2) 居宅介護支援事業

- ・「秋田市社協指定居宅介護支援事業所運営規程」に基づき、居宅介護支援事業を秋田事業所、河辺事業所、せせらぎ事業所において実施する。
- ・介護予防支援業務の一部を地域包括支援センターから受託する。

(3) 通所介護事業

- ・「河辺デイサービスセンター運営規程」に基づき、指定通所介護、指定介護予防通所介護、通所型サービスを提供する。
- ・「八橋デイサービスセンター運営規程」に基づき、指定通所介護、指定介護予防通所介護、通所型サービスを提供する。

11 その他

(1) 共同募金委員会への協力

- ・秋田市共同募金委員会事務局への協力

(2) 秋田市ボランティア連絡協議会への協力

- ・秋田市ボランティア連絡協議会事務局への協力

(3) 秋田市老人福祉施設連絡協議会への協力

- ・秋田市老人福祉施設連絡協議会事務局への協力

(4) 秋田市地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会への協力

- ・秋田市地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会事務局への協力
- ・ホームページ運用への協力